

3月24日①は、熊本県知事選挙の投票日です

投票日当日の投票時間・場所

○投票時間 午前7時から午後8時まで

○投票場所 事前に配布する投票所入場券に記載されている投票所

※配布された入場券を本人が持参してください。

期日前投票の投票時間・場所

○期間 3月8日④から23日⑤まで

○時間 いずれの日も午前8時30分から午後8時まで

○場所 町役場1階ロビー

【今回の選挙について】

今回の選挙における投票は、選挙日当日と期日前投票（不在者投票）で方式が異なります。

①当日（24日）投票の方式

記号式投票……投票用紙に候補者氏名を記載していますので、投票する候補者の記載欄に「○」印を付けて行う方式です。

②期日前（不在者）投票の方式

記名式投票……期日前投票所に掲示された候補者氏名の中から、投票する候補者の氏名を投票用紙に記載して行う方式です。

「入場券の配布について」

県知事選挙の投票所入場券（はがき）は、3月8日頃から郵送で配布します（町内全域に届くまで数日かかることが予想されます。）。

※入場券が届いた場合でも、選挙当日に選挙権がない方は、投票することができません。

※期日前投票に行く場合に、その日に入場券がまだ届いていなくても、選挙権があれば本人確認をして投票できます。

期日前投票・不在者投票制度について

各選挙における投票については、選挙管理委員会が発行する入場券に記載された投票所で投票日に行うことが原則となりますが、投票日当日に何らかの理由で投票所に行けない有権者の方が投票できるように設けられているのが「期日前投票制度」と「不在者投票制度」です。

投票日当日に投票所に行けない理由等を記載した宣誓書を提出する必要があります。

期日前投票

投票日当日（3月24日）に、用事等のため投票できない方で期日前投票期間に期日前投票所で投票することが出来る有権者の方が対象となります。従来の不在者投票制度より比較的簡単に投票することができます。

不在者投票

不在者投票制度は、当日の投票及び期日前投票において投票することができない有権者の方のための制度です。

主な具体例として、次のような方が対象となります。

○投票日当日には18歳を迎えるが、期日前投票を行う日には、まだ17歳の方

○出張などで他の市町村に滞在しており（滞在する予定があり）、投票日当日及び期日前投票期間を含め町内にいない方

○病院や老人ホーム等に入院（所）している方で、期日前投票所及び決められた投票所に行くことができない方（有権者の方が入院（所）している施設が、不在者投票所として各都道府県選挙管理委員会の指定を受けていることが必要です。入院（所）している施設にご確認ください。）

不在者投票による投票は、投票の手続きに日数がかかる場合がありますので、該当すると思われる場合は、早めにご連絡ください。

※他にも、一定以上の身体の障害があるために投票所での投票ができない方のための郵便等による不在者投票制度や遠洋漁業などに従事しているため長期にわたり漁船等に乗船している船員の方のための不在者投票制度などがあります。これらの制度を利用するためには、事前に申請し登録する必要がありますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

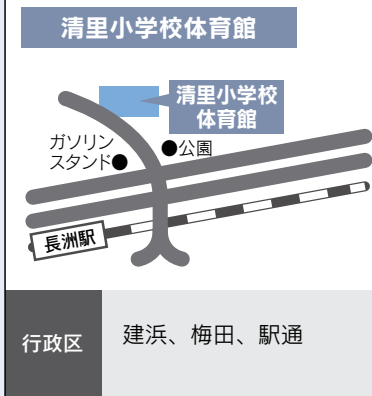
■県知事選挙に関することや投票方法等についてのお問い合わせ

町選挙管理委員会
（☎78-3111）

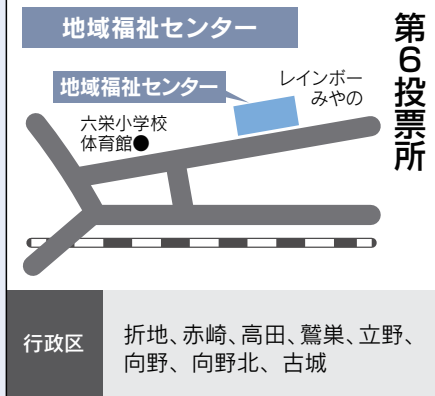
投票所位置図

当日は、入場券に記載されている投票所で投票してください。

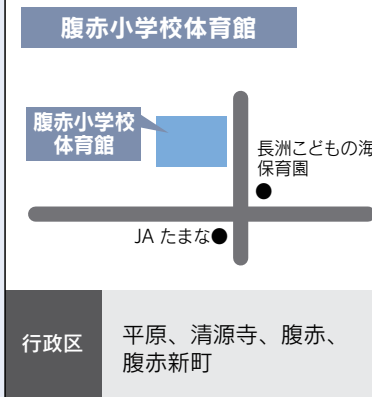
第3投票所



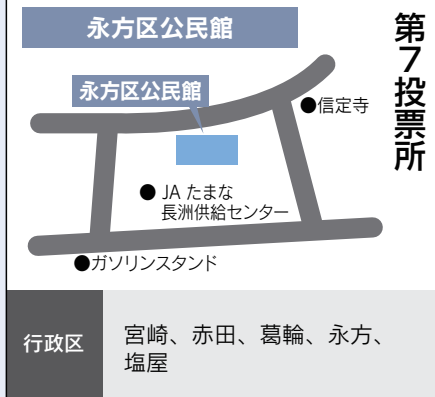
第6投票所



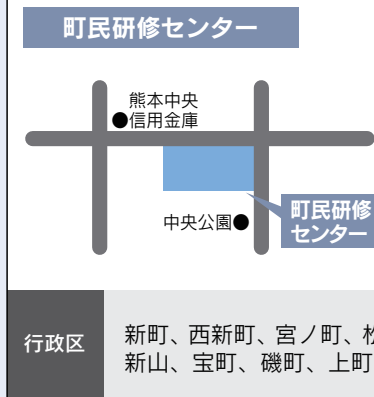
第4投票所



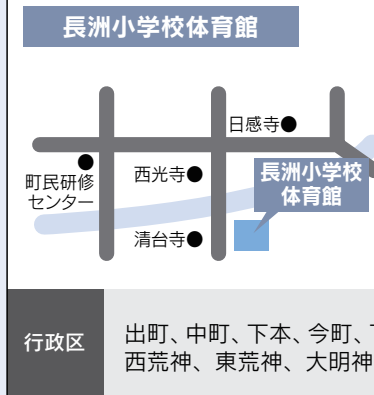
第7投票所



第1投票所



第2投票所



第5投票所



【開票について】

開票は選挙日当日（24日）に次のとおり行います。

○開始時間 午後8時50分
○場所 長洲町中央公民館